

# 平成30年4月から

# 東三河広域連合が 介護保険の運用を 行っていきます

平成30年4月から  
東三河の介護保険が  
一つになります



これまで介護保険の運用は各市町村が行ってきましたが、平成30年4月から、東三河8市町村の保険者を一つに統合し、東三河広域連合が介護保険事業の運用を行っていきます。

今後、介護保険に関する様々なお知らせ等につきましては、東三河広域連合から皆様のお手元にお届けします。

## 4月からの介護保険被保険者証をお送りします

東三河広域連合が介護保険を運用するにあたり、平成30年4月から使用する介護保険被保険者証が新しくなるため、今回新しく介護保険被保険者証をお送りします。現在、介護サービスなどをご利用されている方は、今回お届けした新しい介護保険被保険者証等を介護事業所にご提示ください。

送付対象者

- 65歳以上の方
- 40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方
- 平成30年4月1日までに65歳となられる方

※従前の介護保険被保険者証等については、平成30年4月1日以降は不要となりますので、お手数ですが各市町村窓口にご返却していただくか、住所・氏名等がわからないように破棄していただきますようお願いいたします。

※介護保険被保険者証等は平成30年3月9日現在の住民情報等をもとに作成し、送付させていただいています。

従前

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
氏名	
保険者番号並びに保険者の名称所在地及び印	000000 〇〇市町村

平成30年4月以降

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ氏名	見本
生年月日	
性別	男・女
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号 (0532) 26-8460

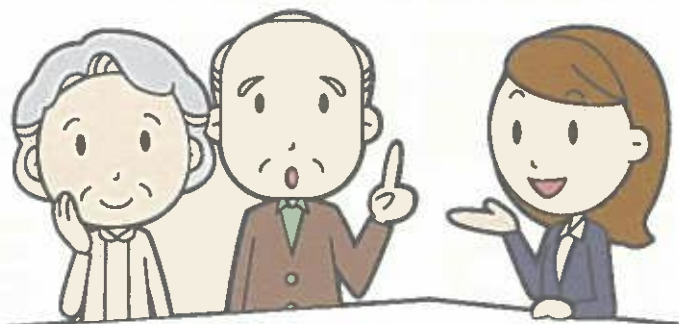
被保険者番号や  
保険者名が  
変わります



# 介護保険に関する申請や相談はこれまでどおり、市町村窓口で行います

介護保険の運用は東三河広域連合で行いますが、介護保険者が統合される平成30年4月以降も、要介護認定の申請や相談などの各種手続きについては、これまでと同様に、お住まいの市町村窓口で行っていきます。

また、平成30年4月からはお住まいの市町村窓口に加え、東三河8市町村の窓口であればどこでも手続きを行うことができるようになります。



## 東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階 ☎0532-26-8460

### 各市町村問い合わせ先

#### ・豊橋窓口

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
(豊橋市役所 長寿介護課内) ☎0532-51-3131

#### ・豊川窓口

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地  
(豊川市役所 介護高齢課内) ☎0533-89-2173

#### ・蒲郡窓口

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号  
(蒲郡市役所 長寿課内) ☎0533-66-1176

#### ・新城窓口

〒441-1392 新城市字東入船115番地  
(新城市役所 福祉介護課内) ☎0536-23-7688

#### ・田原窓口

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
(田原市役所 高齢福祉課内) ☎0531-23-3217

#### ・設楽窓口

〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14番地  
(設楽町役場 町民課内) ☎0536-62-0519

#### ・東栄窓口

〒449-0292 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地  
(東栄町役場 住民福祉課内) ☎0536-76-0503

#### ・豊根窓口

〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地  
(豊根村役場 住民課内) ☎0536-85-1313

※新城窓口は新庁舎の住所です。(平成30年5月7日移転)